

「いわて沿岸圏域“しごと”ガイドブック（仮称）」制作業務

業務仕様書

令和7年3月

岩手県沿岸広域振興局

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「「いわて沿岸圏域“しごと”ガイドブック（仮称）」制作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の目的

岩手県沿岸圏域（沿岸広域振興局管内の宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村の9市町村から構成される地域のこと。以下「沿岸圏域」という。）では、東日本大震災津波発災前と比較した人口減少率が県平均と比べて高く、人口減少対策として沿岸圏域への移住定住人口の増加に向けた取組が急務となっているが、移住検討者が持つ「沿岸には仕事がない」というイメージが移住の決断を妨げる要因となっている。

本業務では、このようなイメージを払しょくするため、移住検討者を対象に、沿岸圏域に多様な業種・職種の仕事があり、移住前のキャリアを生かした働き方もできることを、実際のU・Iターン就職者の活躍している姿を通じて、分かりやすく紹介するガイドブックを制作するものである。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

「いわて沿岸圏域“しごと”ガイドブック（仮称）」制作業務

(2) 委託期間及び予算額

ア 委託期間

契約締結日から令和7年12月5日（金）まで

イ 予算額

1,419千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 業務内容

ア ガイドブックの企画・制作

詳細は「3 本業務の仕様」のとおり

イ デジタルブックの制作

上記アのガイドブックのデジタル版を制作すること

ウ 成果物の納品

成果物について、令和7年11月7日（金）までに、以下の機関に納品すること

なお、各機関への納品数量については、別途沿岸広域振興局が指示する

(ア) 岩手県 沿岸広域振興局 経営企画部 産業振興室（岩手県釜石市新町6-50）

(イ) 沿岸圏域9市町村の移住定住担当課

(ウ) いわて暮らしサポートセンター

（東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8F）

3 本業務の仕様

(1) ガイドブックの制作

1 名称	いわて沿岸圏域“しごと”ガイドブック（仮称）
2 業務内容	<p>ガイドブックの制作に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 関係機関との打合せ及び確認調整</p> <p>(2) 企画構成</p> <p>(3) デザインの実施</p> <p>(4) 割り付け・校正・その他編集</p> <p>(5) 資料の収集・写真撮影・取材・執筆</p> <p>(6) 印刷物及びデジタルブックの作成</p> <p>(7) (6)の納品、関係機関（11 箇所）への発送</p> <p>なお、本業務の実施に当たり、迅速に対応できる要員及び体制を確保すること。</p>
3 規格等	<p>(1) 版型 A4 版（針金中綴じ製本）</p> <p>(2) 用紙 コート紙四六判 110 kg相当</p> <p>(3) 頁数 10 頁程度</p> <p>(4) 色彩 オールカラー（写真・イラストを含む）</p> <p>(5) 部数 250 部</p>
4 構成（案）	<p>基本的な構成案は、以下のとおりとするが、必要に応じて協議のうえ、内容構成の変更を行うこととする。</p> <p>企画提案者は、必要に応じて図表やイラストを新たに作成し、分かりやすい体裁に整えること。</p> <p>(1) 表紙（1 頁）</p> <p>(2) 仕事紹介（4 頁程度）</p> <p>沿岸圏域内での業種の概況、沿岸圏域内の企業、具体的な仕事内容等を紹介し、沿岸圏域に多様な業種・職種があることが分かる内容とすること。</p> <p>(3) U・I ターン者インタビュー（3 頁程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸圏域の企業で働く U・I ターン就職者を対象にインタビューを行い、沿岸圏域でも多種多様な働き方ができる場が数多くあることを伝える内容とすること。 ・ 沿岸圏域 9 市町村×各 1 人＝9 人のインタビューを掲載すること。 ・ インタビュー対象者は、若者・女性が半数以上となるよう配慮すること。 <p>(4) いわてさんりく働き方改革推進運動について（1 頁程度）</p> <p>「いわてさんりく働き方改革推進運動」^(※) についての紹介を行い、沿岸圏域で働く魅力を発信する内容とすること。</p> <p>※ 働きやすい職場環境づくりによる沿岸圏域の企業の魅力度向上を図るため、「いわて働き方改革運動」、「いわて女性活躍企業等認定制度」、「いわて</p>

	<p>子育てに優しい企業等認証制度」の普及拡大に取り組む運動のこと。</p> <p>(5)裏表紙(1頁)</p> <p>県、沿岸9市町村及びハローワークの移住に関する相談窓口・支援機関の情報を掲載すること。</p>
6 その他	<p>(1)ガイドブックの制作に当たっては、「沿岸圏域移住定住促進等連絡会議担当者ミーティング」(*)において、制作案についての意見を求めること。</p> <p>※ 沿岸地域への移住促進のための態勢強化と円滑な施策推進を図るため、事業実施の調整を行う沿岸広域振興局及び市町村の職員で構成するミーティング</p> <p>(2)沿岸広域振興局は、ガイドブック制作の目的達成に必要な範囲内において、沿岸広域振興局が保有する必要な資料等の提供を行う。</p> <p>(3)企画提案者は、(2)により提供を受けた資料等を本業務の遂行においてのみ使用し、使用后、遅滞なく返却するものとする。</p> <p>(4)沿岸圏域9市町村のインタビュー対象者の選定は、沿岸圏域移住定住促進等連絡会議担当者ミーティングが行い、企画提案者は取材に係る業務を行う。</p> <p>(5)企画提案者は、割付、更正、その他の編集作業の一切を行い、随時、県及びインタビュー対象者に対して、内容の確認を受けること。</p>
7 成果物	<p>本業務による成果物は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブック 250部 ・PDFデータ 電子媒体(CD-ROM等) 1枚 ・デジタルブックの公開

(2)自由提案

参加者は「1 業務の目的」に掲げる事項の達成に向けて、参加者が必要と考える企画内容を上記業務に組み合わせ、具体的な提案を行うこと。

4 留意事項

契約に当たっては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて仕様書を変更することがあること。

5 完了報告書

(1)完了報告書及び実施報告書の提出

企画提案者は、本業務の完了後、速やかに本仕様書の内容に従い業務を実施したことが分かるよう実施報告書(任意様式)を作成し、業務完了報告書(指定様式)と併せて提出すること。

なお、業務完了報告書及び実施報告書については、紙媒体1部及び電子媒体で令和7年12月5日(金)までに提出すること。

(2)提出場所

岩手県沿岸広域振興局経営企画部

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち管理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を沿岸広域振興局に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1)イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置請求

- ア 沿岸広域振興局は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- イ 沿岸広域振興局は、上記「(1)イ」による受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。
- ウ 受託者は、上記「(3)ア及びイ」による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、沿岸広域振興局に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から沿岸広域振興局に移転することとするが、その詳細については、沿岸広域振興局及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

個人情報については、個人情報の保護に関する（法律平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項につ

いて遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 本事業の執行に当たっては、随時、沿岸広域振興局と協議を行うものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、沿岸広域振興局と受託者で協議の上、取扱い等を決定するものとする。